平成２９年（フ）第２９号
愛媛県新居浜市一宮町２丁目３番45号　坂本ビル503号
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第８２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4534番地　あさひ団地53－２－102
債務者　杉本　国一
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８５号
宮崎市中村西２丁目２番22号　川崎ビル305号
債務者　川越　利子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２０号
大阪市城東区中浜３丁目１番12号　島田ビル25
債務者　古屋　教雄
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１５号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42―304号
債務者　平田聖姫こと　ＣＨＯＩ　ＳＥＯＮＧ　ＨＥＥ　崔　　聖姫
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１７号
大阪府四條畷市中野本町２番８号　第２シャルマン208
債務者　桑　　武道
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３７号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番３号　レインボーハウス　601号
債務者　斎藤　貴博
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４３号
大阪市住之江区南港中２丁目３番11―812号
債務者　本田　利佳
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２７号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６番４－504
債務者　梅村　優太
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３０６号
東京都府中市本宿町３丁目７番地の２グリーンコートＡ棟202
債務者　鹿又　信紀
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市吉井町直谷1007番地65、前住所長崎県諫早市飯盛町上原489番地13
債務者　徳永　眞也（旧姓稲澤）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
長崎県佐世保市日宇町971番地、前住所長崎県佐世保市俵町26番12号
債務者　川口　典子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
栃木県栃木市大平町西水代3002番地７
債務者　篠崎　弘輝
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２号
北海道紋別市南が丘町４丁目１番１－102号
債務者　畠山　保和
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月25日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第７８号
北海道旭川市大町１条８丁目20番地の59　サンマリノ　４Ｆ　403号室
債務者　千葉　彩香
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部